

山口県警察警備実施要則

昭和 3 9 年 1 2 月 5 日
公安委員会規程第 3 号

山口県警察における警備実施については、警備実施要則（昭和 3 8 年国家公安委員会規則第 3 号）の定めによるほか、警察本部長が定める。